

# 化学物質用途分類表等の改正について（案）

平成 29 年 9 月 22 日

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室

経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室

環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室

## 1. 用途分類等の見直しの背景

化審法の平成 21 年改正によって導入されたスクリーニング評価・リスク評価では、化学物質の製造・輸入事業者による製造・輸入数量等の届出情報から環境中への化学物質の排出量を推計し、暴露評価を行っている。製造数量等の届出には、化学物質用途分類表の用途分類・詳細用途分類のコードを記載することになっており、用途分類・詳細用途分類別に設定されている排出係数を用いて排出量が推計されている。用途分類や排出係数について、これまでの運用において明らかになった問題点を解消すべく、今般、一部の見直しを実施することとした。

### 【参考】

化審法で用いている「化学物質用途分類表」は使用目的に対応する用途分類（例；塗料、コーティング剤）と機能に対応する詳細用途分類（例；硬化剤）の 2 段構成で設定されている。

以下に化審法の各段階で用いる用途分類・排出係数の関係を示した。リスク評価に用いる用途分類・詳細用途分類と排出係数（ライフサイクルステージ別・詳細用途分類別・物理化学的性状区分別）が基礎になっており、その簡略化によりスクリーニング評価用と新規化学物質特例制度用の用途分類別の排出係数が導出されるという関係にある。

化審法の各段階における用途分類・排出係数の関係

段階	対象物質	排出量推計に係る 製造数量等の届出項目	排出量推計に用いる排出係数
スクリーニング評価	一般化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造数量</li> <li>用途分類別出荷数量</li> <li>高分子化合物の該当の有無</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造段階の排出係数</li> <li>用途分類別の排出係数</li> </ul>
<b>まとめる</b>			
リスク評価	優先評価化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県別製造数量</li> <li>詳細用途分類別・都道府県別出荷数量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造段階の物化性状区分別の排出係数</li> <li>調合・使用等のライフサイクルステージ別・詳細用途分類別・物化性状区分別の排出係数</li> </ul>
<b>まとめる</b>			
新規化学物質の特制度	少量新規化学物質・低生産量新規化学物質	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造・輸入予定数量</li> <li>用途分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>用途分類別の排出係数（資料 2）</li> </ul>

1 3. 化学物質用途分類表の改正案

2 これまでの運用において、下表①～④の問題点が明らかとなり、対象となる用途  
 3 について、再分類、新設、整理・統合により改正案を作成した。⑤新たな知見によ  
 4 る詳細用途分類の新設も行った（詳細は別紙1、別紙2参照）。

5  
6

化学物質用途分類表の問題点と改正案の概要

問題点等	対象用途		
	現行	改正案	
① 過大・過小評価し てしまう用途分 類・詳細用途分類	(#27)プラスチック等の(k)発泡 剤、ラジカル発生剤	現行の#27-kはラジカル発生剤のみに して(#08)エアゾール用溶剤に(b)物理 発泡剤を新設	
	(#28)合成ゴム等の(j)発泡剤	現行の#28-jを廃止し (#21)火薬類に(c)化学発泡剤を新設	
	(#22)芳香剤、消臭剤の(a)香料	現行の#22-aを廃止し (#13)水系洗浄剤に(e)香料を新設	
	(#36)作動油等の(c)プロセス油の 基油と(g)プロセス油添加剤	現行の#36-c、#36-gを廃止し 合成ゴム等(#28)の可塑剤等(d)に追加	
② 詳細用途分類がな く、事業者から問 い合わせがあった もの	((#21)固形燃料は火薬類の(z)そ の他等で届出)	(#21)火薬類に(d)固形燃料を新設し、 #21の用途分類名を「火薬類、化学発 泡剤、固形燃料」に	
	((#44)建設資材は建設資材添加 物の(z)その他等で届出)	(#44)建設資材添加物に(f)建設資材を 新設し、#44の用途分類名を「建設資 材、建設資材添加物」に	
③ 複数の用途分類に 重複して該当して いた用途分類	レジスト材料が (#16)印刷インキ等[レジストイン キ用を含む]と(#24)フォトレジス ト材料等に分類あり	#16インキ等からはレジストインキを 除き、#24レジスト材料等に統合	
④ 事業者が選択を誤 まりやすい詳細用 途分類名称	例	(#07)工業用溶剤の (c)抽出溶剤、精製溶剤	(c)分離・精製用溶剤
		(#27)プラスチック等の (h)防曇剤、流適剤	(h)防曇剤、流適剤、撥水剤
		(#30)ガラス、ほうろう、セメ ントの(a)ガラス原料	(a)ガラス調合・成形原材料
⑤ 新たな知見による 新設	-	(#30)ガラス、ほうろう、セメントに(i) セメント加工助剤を新設	

7

8 以上のような用途分類の追加・削除を予定しているが、製造・輸入事業者が改正  
 9 された用途分類で届け出しているかどうかを判別できるように、用途分類のコード  
 10 を現行の2桁から3桁に変更する。

11 例) #01 中間物 → #101 中間物

12

13 4. 排出係数の設定方針

14 リスク評価用の詳細用途分類別排出係数の設定

15 ・ 新たに設定した詳細用途分類、改正する詳細用途分類について、事業者の取  
 16 扱実態等を調査し、現行の排出係数設定と同様の方法で排出係数を設定する。

1           ・ 上記以外の排出係数についても、日本の排出実態に係る情報が得られたもの  
2           については、それらの情報を加味して現行の排出係数設定と同様の方法で排  
3           出係数の見直しを行う（現行の排出係数設定の方法は参考2参照）。

4

5           スクリーニング評価用の用途分類別排出係数の設定

6           ・ 詳細用途分類別排出係数が整理でき次第、用途分類別排出係数を、原則現行  
7           と同様の方法で導出する（現行のスクリーニング評価用の排出係数の導出方  
8           法は参考3参照）。

9

## 10   5. スケジュール案

11           平成29年9月           化学物質用途分類表改正案、排出係数設定方針に係る3省合  
12           同審議会での審議

13           平成30年3月           排出係数設定方針に基づき、新たな用途分類別のリスク評  
14           価・スクリーニング評価に用いる排出係数に係る3省合同審  
15           議会での審議

16                       4月頃           用途分類・排出係数に係るパブリックコメント

17                       6月頃           用途分類・排出係数を確定し公表